

公告

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成17年5月17日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 道路の名称

3・3・128号 久世北茶屋線、3・5・116号 山陰街道

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

西京区川島六ノ坪町の一部

(2) 廃止する部分

南区久世高田町、西京区川島六ノ坪町、川島菴田町、川島松ノ木本町、川島滑樋町及び下津林水掛町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 縦覧期間

平成17年5月17日より平成17年5月31日まで

(注) 当該都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、住所、

氏名及び同案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記
縦覧期間満了の日までに、〒604-8571京都市中京区寺町通御池上
る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提
出してください。

(都市計画局都市企画部都市計画課)